

【教育委員会議事録】平成28年3月定例会

開催日時	平成28年3月28日(月) 9:30～:11:40
開催場所	下関市教育センター 3階中研修室
出席委員の氏名	波佐間 清(教育長) 吉井 克也(教育長職務代理者) 野口 裕子 藤井 悦子 林 俊作
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	<p> 教育部長 石津 幸紀生 教育部理事 肥塚 敬文 教育部理事 山路 康正 教育政策課長 三好 洋一 学校教育課長 森永 亮 教育指導監(教育研修室長) 澄川 忠男 学校支援課長 石田 朋彦 学校安全課長 藤岡 俊明 教育指導監(生徒指導推進室長) 岡崎 茂邦 生涯学習課長 古西 修一 文化財保護課長 町田 一仁 図書館政策課長 高原 祐二 美術館副館長 中村 美幸 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 西村 敬教 下関商業高等学校事務長 和田 守正 菊川教育支所長 林 文男 豊田教育支所長 山尾 淳子 豊浦教育支所長 戸田 一仁 豊北教育支所長 西島 一明 こども未来部次長 木村貴志子 こども育成課長 川口 和子 教育政策課主幹 光吉 計志 教育政策課主査 岡本 誠也 教育政策課主任 殖木 章充 </p>
傍聴人の数	傍聴人なし

次第（目次）

【開会の宣告】	……………	P 4
【署名委員の指名】	……………	P 4
【教育長報告】	……………	P 4
【議案審議】		
議案第 1 5 号 教育功労者表彰（篤行表彰）について	……………	P 6
議案第 1 6 号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	……………	P 7
議案第 1 7 号 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	……………	P 8
議案第 1 8 号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	……………	P 9
議案第 1 9 号 下関市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則	……………	P 9
議案第 2 0 号 下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令	……………	P 10
議案第 2 1 号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則	……	P 11
議案第 2 2 号 下関市女性職員の活躍の推進に関する特例事業主行動計画の策定について	……………	P 12
議案第 2 3 号 下関市青少年補導センター運営協議会規則の一部を改正する規則	……	P 14
議案第 2 4 号 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則	……………	P 15
議案第 2 5 号 重要文化財旧下関英国領事館設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	……………	P 16
議案第 2 6 号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	……………	P 16
議案第 2 7 号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について	……………	P 26
【報告事項】		
下関市私立学校教育振興補助金交付要綱について	……………	P 17
専決処分について（一の宮小学校車両損傷事故について）	……………	P 19
平成 2 7 年度工事請負変更契約の締結について	……………	P 19
児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】	……	P 20

山口県学校警察間相互連携制度「やまぐち児童生徒サポートライン」について	…… P 23
下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について	…… P 24
平成 28 年度下関市立東行記念館の臨時開館について	…… P 24
平成 28 年度下関市立考古博物館の臨時開館について	…… P 25
平成 28 年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	…… P 25
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	…… P 25
検定中の教科書の閲覧事案に係る措置について	…… P 26
全国学力学習状況調査における不適切な対応に係る措置について	…… P 26
【その他】	…… P 26
【閉会の宣告】	…… P 28

【開会の宣告】

波佐間清（教育長）

皆さん、こんにちは。それでは、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

新しくなった教育センターでの、初めての教育委員会会議ということで、我々も心新たに、また新鮮な気持ちで、この教育委員会会議を開催する機会だと思っております。センターに入って1週間経ったというところではありますが、どうぞ皆さん、よろしくお願いをしたいと思います。

【署名委員の指名】

波佐間清（教育長）

それでは、本日の議事録の署名委員は、「野口委員」「藤井委員」をお願いいたします。よろしくお願います。

日程につきましては、日程1の「議案」が追加1件と合わせて13件、「報告事項」が追加2件と合せて12件、日程3「その他」となっております。

この日程に関連いたしまして、最初に委員の皆様にお諮りをしたいと思います。「議案第27号教育委員会及び教育機関の職員の任免について」、それから、報告事項の「検定中の教科書の閲覧事項に係る措置について」及び「全国学力学習状況調査における不適切な対応に係る措置について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を公開しないことといたしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、当該議案1件と報告事項2件は非公開とし、議事録についても非公開といたしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

よろしくお願います。また、非公開とすることといたしました議案及び報告事項は、日程3「その他」が終わった後に審議を行うことといたしますので、委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

では、そのように進めてまいります。

【教育長報告】

波佐間清（教育長）

それでは、議案に入る前に、教育長報告を行います。お手元の資料の3ページ、4ページに教育長報告を載せております。

まず、下関市ゆかりの会。これは東京の日本都市センターホテルでございました。2月24日の夕方ではありますが、東京在住のゆかりの方々がお集まりになりまして、この会を開催しております。それと、特にキャリアのOBの方々、本庁に帰られた方々も、かなり出席をされました。それから、下関ゆかりの様々な会社にお勤めの方々もこの会に来られて、市長をはじめ、国会議員の皆様方も出席をされて、林元大臣、それから河村建夫先生、それから今国土交通省の政務官をされている江島潔元市長、それから民主党の前文部科学大臣をされていた高木さん、この方は下関の関工の出身だということで、現在は長崎の方ではありますけれど、来られてご挨拶を

されました。私も退席される時に握手をしてお話を少しさせていただきました。みなさんご挨拶をされて帰られました。市役所の部長たちも、大半の部長が出席をしております、親交を深めたということで、大変嬉しく思ったところであります。

次は、豊真将の講演会が2月28日、菊川ふれあい会館において、初めて豊真将の講演会をいたしました。彼自身も講演会は初めてで、ちょんまげを切った後の初仕事ということで、1月終わりに断髪式があったようで、なかなか精悍な男前の豊真将に出会うことができました。彼もなかなか読書家で、様々な本を読んでおられるみたいで、つい最近では司馬遼太郎の本を読んだというお話もありました。講演も初仕事ではありましたが、普通力士やタレントの人達というのは、インタビュー形式の講演会というのが多く、自分1人で喋るというのは、やはりそれだけの力がないとなかなか喋れません。恩師の先生も、何人か出会った生徒の中でも、小・中学校でも大変豊真将は成績優秀であったと言われていました。高校は埼玉栄高校に行ったのですが、だいたい10番以内に入っていたというぐらい、学業も大変優れていたということで、これからの活躍をお祈りしたいと思います。講演も大変楽しく面白くされておられました。

次に、第130回下関商業高等学校卒業証書授与式。これは教育委員の皆様もご出席をいただきましたので、私が報告することもなく、立派な卒業式が行われたということであります。

次に、殿居小学校の閉校記念式典。これも委員の皆様にも出席いただきましたので、あえて言うことはありませんが、学校が閉校するというので、別れを惜しむ方がたくさんおられました。当日は雨が降っておりましたが、式典が終わると小雨になり、雨も上がって風船を飛ばすことができました。これは本当に良かったなということで、除幕式と風船を飛ばすということで、大変盛り上がり、良い閉校記念の式典であったと思います。

それから、橋元才平翁の記念ファミリーコンサートが3月6日、生涯学習プラザの海のホールでありました。橋元才平さんというのが、下関の市民会館を建てる時に当時のお金で10億円寄付されて、そのおかげで建ったということでした。大変な功績のある方で、それを記念したファミリーコンサートがありました。このファミリーコンサートの意味は、プロの人をお呼びする中で、市内の学校の子供たちとふれあい、一緒に協演するということが趣旨にありまして、毎年、この会に橋元家の方から多大な寄付をいただいて運営をしております。今回は川本嘉子さんと、吉野直子さん、ピオラとハーブと熊野小学校の合唱クラブの協演ということでした。本来であれば、川本さんは1人でコンサートしても東京では1人5千円以上かかる。それから吉野さんにしても世界的に有名なハーピニストで、この方もとても素晴らしい演奏をされる方です。今回は援助がありましたので当日3,500円でした。残念ながら海のホールが満杯にならなかったことが私から見て残念でした。この川本さんのピオラに、私は感激しまして、特に最初に弾いたバッハのシャコンヌという名曲ですが、このシャコンヌという曲は、バイオリンの名曲中の名曲で、これが弾けるといえるのは、ちょっと普通の技術だけでは弾けないぐらい、卓越した技能を持っておかないとこれできないというぐらいの名曲です。それをいとも簡単にピオラで弾くという、凄い豪快な音が響いておりました。ハーブはとても素敵な音色で、これもハーブの構造をちょっと解説をされましたが、とても良かったと思います。熊野小学校の合唱は、私が語るまでもなく素晴らしく、とても意義のあるファミリーコンサートでありました。

さて、卒業式・卒園式ですが、ここに書いているのは私が行ったところでありまして。長府中学校、小月幼稚園、豊浦小学校ということでありますが、教育委員の皆様にも様々なところに行っていて、祝辞を読んでもらったということで、大変ありがとうございました。どこの卒業式、卒園式も素晴らしかったという報告を受けております。特に、豊浦幼稚園に行かれた林委員さんは涙を流されたという噂を聞いておりますが、感激をされたようであります。良かったなと思っております。

さて、つい最近ですが、この連休の26日に長府毛利邸において毛利秀元の銅像除幕式がありました。その日に記念品として毛利輝元の本ができました。これは、田中学芸員が作って毛利秀元のことを書いた本であります。これを市内の、小学校は6年生に、中学校は3年生全員に配ろうとしています。それと毛利さんのゆかりの地、山口県内の市町村にも全部配っています。それから、広島県、岡山県のゆかりの地にも送って、お配りをしたということで、あの銅像、毛利邸の入り口に入って、右側のところに銅像が建っております。立像です。大変、精悍な顔をした毛

利秀元の顔でありますので、是非見てください。安倍総理夫人、それから林元大臣が来られて、除幕と一緒にさせていただきました。これから、長府観光の目玉になってくるのではないかなと思っております。その日、この会を長府の家老、それから清末藩の家老の方々がお世話をされました。その日は螢遊苑でお昼をいただいて、夜は長清会というのがありました。長府藩の「長」と清末藩の「清」で長清会、吉井委員さんにもこの会には来ていただいて、一緒に銅像の除幕とともに長清会をお祝いしました。毛利家の当主、毛利陽織さんもお嬢さんを連れてこられて、除幕をされました。大変喜んでございました。これも、銅像を建てるに思い立って至るまでに5年くらいかかっています。それで寄付も、やはり最初は大変不安であったけれども、大変多く集まったということで、本を作ろうということになって、それを色々なところに配布をするということになりました。

それから、3月議会の定例会。2月26日から3月25日までということで、その中で3月9日が文教厚生委員会であります。その中で審議をされたのが、時間の都合で読みませんが、議案第1号から議案第9号まで、そこに書いてあるものです。それから協議、報告ということで、教育委員会の改正、組織の改編等、工事議案、長府博物館の所蔵、それから臨時休館ということがありました。特に問題になったところはなかったと思っております。以上が私の教育長報告であります。何かご質問がありましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

(はい)

波佐間清(教育長)

ないようでしたら、教育長報告を終わります。

【議案審議】

議案第15号 教育功労者表彰(篤行表彰)について

波佐間清(教育長)

それでは、議案に入りたいと思います。「議案第15号 教育功労者表彰(篤行表彰)について」、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一(教育政策課長)

教育政策課です。よろしくお願いたします。それでは、「議案第15号 教育功労者表彰(篤行表彰)について」ご説明いたします。資料は5ページとなります。

本件は学校支援課長より内申があり、去る2月22日に開催された選考委員会において協議を行い、本日、議案として提出するものでございます。委員の皆様には、お手元に選考委員会における資料をお配りしております。こちらをご覧ください。

内容につきましては、山田浩史様より、母校である下関市立一の宮小学校並びに下関市立勝山中学校の屋外活動の充実に資することを願ひ、総額200万円の寄付があったものでございます。簡単ではございますが説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

波佐間清(教育長)

それでは議案第15号であります。ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。いかがですか。100万円ずつということで、母校の一の宮小学校と勝山中学校に100万円ずつ寄付をいただいたということです。学校では、それらのものを、様々なものに使うということで、大変ありがたいご寄付でした。市長に対して、そのそれぞれの校長も交えて贈呈式も行われました。

林俊作(教育委員)

この200万円は、学校の校長先生が自由に使えるお金になるのですか。

石田朋彦（学校支援課長）

山田様よりいただいた経緯といたしまして、子供たちが外で遊ぶために必要なものを準備してほしいというご要望がありましたので、その旨を各学校に伝えまして、具体的に申しますと、一の宮小学校は遊具、あるいはボールのようなものをお買いになりました。勝山中学校につきましては、ウォータークーラー、あるいはサッカーのユニフォームなどを、学校と相談しながら100万円になるような形で、進めさせていただきました。何でも買っていいよというようにお渡ししているわけではございません。

波佐間清（教育長）

よろしいですか。それでは、他にないようでしたらこの件について承認してよろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは異議なしということ。承認といたします。

【議案審議】

議案第16号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第16号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一（教育政策課長）

それでは、「議案第16号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料は6ページから28ページまでとなります。

この規則は教育委員会の組織について定めたものでございます。今回の改正は、組織の改編などに伴い、所要の条文整理を行うとするものでございます。13ページからの新旧対照表をご覧ください。主な改正内容でございますが、3点ございます。

1点目は、教育委員会の組織の改編に伴うものでございます。具体的には、教育研修課の設置、生徒指導推進室の移管、歴史博物館の設置、学校保健給食課の設置でございます。これらはさらに説明いたしますと、まず、教職員の研修を充実させ、教育力の向上を図るため、教育研修室を廃止し、新たに教育研修課を設置いたしました。また、学校教育事案の一元化を図るため、生徒指導推進室を学校安全課の出先機関から学校教育課の課内室として移管いたしました。さらに、新設する歴史博物館の学術文化活動の充実やまちづくりと連携した博物館運営のため、歴史博物館を設置しました。そして、生徒指導推進室を学校教育課に移管することにより、学校保健業務、学校給食業務を専門に所管することとなり、学校安全課を学校保健給食課に課名を変更いたしました。13ページの中段にあります、第4条において組織について、そして第5条においてその組織の事務分掌について改正を行っております。

2点目でございます。市長部局における「課に属する出先機関の見直し」を踏まえ、教育委員会においても見直しを行ったものでございます。具体的には、本来組織の一部として定義されるべきものについては、「出先機関」という定義から、組織内で重点的な事務処理を行うための「課内室」に定義を改めるものでございます。教育委員会におきましては、14ページの中段になりますが、第4条第3項において、学校教育課の「生徒指導推進室」、及び、生涯学習課の「青少年補導センター」を「課内室」といたしました。

3点目でございます。「教育・保育専門監」についてでございます。資料は19ページになります。第8条の2「教育・保育専門監」の条分がありますが、これを削除しています。これは、平成27年4月、保育士、幼稚園教諭、保育教諭その他の教育・保育技術を必要とする職員の教育・保育技術の向上を図るとともに、当該職員の所属する部等との間において、これらの連携を行う

ために、学校教育課に新たな職を設けたものでございました。しかし、これから先、教育委員会に配置することがなくなるということになりまして、この条を削除するものでございます。

27ページからは、教育委員会における附属機関についてでございます。これらにつきましては組織改編に伴う所要の文言整理を行っているところです。

施行日は、平成28年4月1日からとしております。以上簡単ではございますが、議案第16号についてご説明をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

何かご質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

議案第16号であります、特にないということですので、これを承認としてよろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第16号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」につきまして、承認といたします。

【議案審議】

議案第17号 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第17号 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、教育政策課、よろしくお願いいたします。

三好洋一（教育政策課長）

続きまして、「議案第17号 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料は、29ページ、30ページとなります。

この規則は、平成26年4月のこども未来部の創設に伴い、就学前の教育・保育を一元的に提供できる体制を整備するため、幼稚園関連事務を概ね市長部局に補助執行させることに伴い、定めているものでございます。

今回の改正内容は、平成28年4月から、園長及び幼稚園教員の人事に関する事務を総務部に補助執行されることに伴うもの、及びこども未来部に補助執行させている事務について改正するものでございます。こども未来部に補助執行させる事務につきましては、3号については、既にこども育成課の事務分掌に規定されているため、そして12号につきましては、幼稚園では保護者が送り迎えをするため、それぞれ当該号を削除するものでございます。

施行日は、平成28年4月1日からでございます。以上簡単ではございますが、議案第17号についてご説明いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

議案第17号であります、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

特にないということですので、議案第17号につきまして、承認としてよろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第17号 下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、承認といたします。

【議案審議】

議案第18号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第18号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」、教育政策課、お願いします。

三好洋一（教育政策課長）

引き続き、教育政策課です。よろしくお願ひいたします。それでは、「議案第18号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。資料は、31ページから33ページまでとなります。

この規則は、教育委員会における事務の決裁等について定めた規則でございます。新旧対照表によりご説明いたします。32ページをご覧ください。

改正内容でございますが、第2条は歴史博物館の設置に伴うもの、第3条、第5条、第11条については、「議案第16号の下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」においてすでにご説明させていただきましたが、「課内室」の設置に伴う改正でございます。

施行日は、平成28年4月1日からとしております。以上簡単ではございますが、議案第18号についてご説明をいたしました。ご審議をよろしくお願ひいたします。

波佐間清（教育長）

議案第18号の説明がございました。何かご質問、ご意見等がございましたらお願ひをいたします。

（特にありません。）

波佐間清（教育長）

特にないようですので、議案第18号について、承認としてよろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

「議案第18号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、承認といたします。

【議案審議】

議案第19号 下関市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第19号 下関市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則」、教育政策課、お願ひいたします。

三好洋一（教育政策課長）

引き続き教育政策課です。よろしくお願ひいたします。それでは、「議案第19号 下関市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料は、34ページ、35ページになります。

議案第19号は、これも「議案第16号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」においてご説明いたしました、組織改編に伴う改正でございます。本議案においては、「下関市教育委員会表彰規則」、「下関市立学校教材審査会規則」、「下関市いじめ重大事態調査委員会規則」の3つの規則を改正いたします。これらの規則は、それぞれ、教育委員会が行う教育功労者表彰について定めたもの、下関市立学校教材審査会の組織、委員等について定めたもの、そして、下関市いじめ重大事態調査委員会の組織等について定めたものでございます。

35ページの新旧対照表をご欄ください。具台的な改正の内容は、第1条が「学校安全課長」を「学校保健給食課長」に改めるもの、第2条が「学校教育課教育研修室」を「教育研修課」に改めるもの、第3条が「学校安全課」を「学校教育課」に改めるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日からとしております。以上、簡単ではございますが、議案第19号についてご説明をいたしました。ご審議をよろしくお願ひいたします。

波佐間清（教育長）

一連の改正であります、議案第19号につきまして、ご意見なり、ご質問がありましたらお願ひをいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

一連の改正ということで、特にないということでもありますので、議案第19号につきまして、承認としてよろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第19号 下関市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則」については承認といたします。

【議案審議】

議案第20号 下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第20号 下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令」について、教育政策課、お願ひします。

三好洋一（教育政策課長）

それでは、「議案第20号 下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。資料は、36ページ、37ページとなります。

この規則は、下関市職員定数条例に定める職員の職名を定めたものです。今回の改正は、先ほど「議案第16号 下関市事務分掌規則の一部を改正する規則」において、ご説明させていただいた「教育・保育専門監」を教育委員会に配置しなくなったことに伴う改正でございます。新旧対照表、37ページ中ほどに、具体的に「教育・保育専門監」が削除されているのをご確認いただければと思います。

施行日は、平成28年4月1日からとしております。以上、簡単ではございますが、議案第2

0号についてご説明をいたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

議案第20号の説明がございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

特にご意見がないようですので、議案第20号について承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第20号 下関市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令」、承認いたします。

【議案審議】

議案第21号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

「議案第21号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」について、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一（教育政策課長）

それでは、「議案第21号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料は、38ページから40ページまでになります。

この規則は、職員の勤務時間等の特例について定めたものでございます。新旧対照表によりご説明をいたします。39ページをご覧ください。改正内容は2点ございます。まず、1点目でございます。歴史博物館の設置に伴うものがございます。2点目ですが、公民館におきまして、これまで非常勤嘱託職員を配置しておりましたが、平成28年4月から再任用職員を配置することとなりました。改正はこれに対応する内容となっております。勤務時間はA勤務及びB勤務となりまして、B勤務の勤務時間は、午後1時15分から午後10時までとなっております。

施行日は、平成28年4月1日としております。以上、簡単ではございますが、議案第21号についてご説明いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

議案第21号について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

よろしゅうございますか。特にないようですので、議案第21号について承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第21号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」、承認いたします。

【議案審議】

議案第22号 下関市女性職員の活躍の推進に関する特例事業主行動計画の策定について

波佐間清（教育長）

続きまして、別冊になるようですが、「議案第22号 下関市女性職員の活躍の推進に関する特例事業主行動計画の策定について」、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一（教育政策課長）

引き続き、教育政策課です。よろしくお願いいたします。それでは、「議案第22号 下関市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定について」ご説明をいたします。資料は、別冊となります。

当該計画は、平成27年9月に成立いたしました「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条の規定に基づき、特定事業主が定めることとされた特定事業主行動計画を、本市におきましては、人事管理等については市長部局と一体的に行っていることから、教育委員会も含めた特定事業主の連名で策定することとしております。法の方では国、地方公共団体の計画を策定する主体を特定事業主、民間企業等を一般事業主としており、特定事業主に該当するのは、任命権、服務監督権を有する、各任命権者ということになります。従いまして、教育委員会におきましても当該計画を定めるためにお諮りをするものでございます。

それでは、計画の概要についてご説明をいたします。ページをめくっていただきまして、表紙裏面の1ページに、まず「◇はじめに」ということで、計画策定の趣旨等を記載しております。

続いて項目の「1 計画期間」でございますが、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間としております。なお、法律については、平成38年3月31日までの時限立法となっており、この間における計画を定めることとなっておりますので、当該計画期間中の状況を踏まえ、見直しを行い、平成32年4月1日以降については、また新たな計画を策定することとなります。

次に項目の「2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等」でございます。計画を推進していくための体制整備として、下関市特定事業主行動計画策定・実施委員会を設けるとともに、女性職員によりワーキンググループを設置し、効果的に推進していくための推進体制を整備していくこととしております。

次に項目「3 女性職員の活躍の推進に向けた現状と課題」についてでございます。7つの項目に即して、現状把握したものを掲載しております。現状の詳細は割愛いたしますが、項目といたしまして、(1) 採用した職員に占める女性職員の割合、平成26年度採用者については全体では37%となっております。(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異、平成26年4月1日時点におきまして18年と1月と18年と5月というふうに大きな差異はございません。続きまして(3)でございます。職員一人当たりの月ごとの超過勤務時間でございます。平成26年度の年間平均で12時間となっております。(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合。平成26年4月1日時点では全体では8%となっております。(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合、平成26年4月1日時点で5級以上の職員の割合は低くなっております。(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得時間でございます。平成26年度におきましては、育児休業の取得率は女性で100%、男性で1.3%となっております。(7) 男性職員の妻の出産補助休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数、平成26年度では取得率は70.1%で、取得日数は3.43日となっております。また、(8)に「その他」といたしまして今回の計画の策定にあたり実施した女性職員を対象としたアンケート結果の分析を、そして(9)に「非常勤嘱託職員等について」ということで現状につきまして掲載をしております。このうち(1)の「採用した職員に占める女性職員の割合」、(4)の「管理的地位にある職員に占める女性職員の割合」そして(5)の「各役職段階にある職員に占める女性職員の割合」、また(8)の「その他」の項目、これらにおきまして、中心的に取り組むべき課題があるとして、目標数値を掲げております。続きまして8ページをお願いいたします。「採用した職員に占める女性職員の割合」については、

平成26年度採用者によるもので、37%となっております。国の方が定めております「第4次男女共同参画基本計画」において、地方公共団体の目標数値が40%となっていることから、本市においても40%以上とすることを目標としております。また職員の採用については、採用試験における女性受験者数を増やすことが必要であることから、女性受験者数を全体の30%を上回るように目標を掲げております。続きまして、「管理的地位にある職員に占める女性職員の割合」及び「各役職段階にある職員に占める女性職員の割合」についてでございますけれども、本計画上では管理的地位にある職員については、課長級職員以上、具体的な役職で申しますと、主幹、課長、部次長、部長等と整理しております。現状では8%程度となっております。これらについて、全体としては10%以上、人数で申しますと30人程度に、そして課長級職員は15%、20人程度を目標として掲げております。

そして、「その他」の項目につきましては、女性職員のアンケート結果から、女性のやる気、一層の意識向上が必要ということから、特別研修の受講割合を高めていくということで、現在の32%程度の受講割合を35%程度にするという目標を設定しております。

続きまして9ページをご覧ください。今ご説明した数値目標を達成するための各取組を掲げております。詳細は省略をさせていただきたいと思っております。

最後に10ページ以降でございます。今回の計画策定にあたり実施した女性職員へのアンケート結果を掲載しております。アンケートにつきましても説明は割愛させていただきますが、今後計画の見直しをする際にはこうした意識の経年変化、こういったものを捉えていくことも必要であると考えているところでございます。

以上、「議案第22号 下関市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」につきまして、ご説明をいたしました。よろしくお願いたします。

波佐間清（教育長）

議案第22号について今説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたらお願いをいたします。

野口裕子（教育委員）

聞き逃したのかもしれませんが、言葉の意味を教えてください。「特定事業主」とはどういったことを指すのでしょうか。

三好洋一（教育政策課長）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の中で、国又は地方公共団体の計画を策定する主体が「特定事業主」として規定されておまして、具体的には服務監督権を有する各任命権者ということになります。下関市では、市長部局、あるいは行政委員会であるところの教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、その他もありますが、それぞれが「特定事業主」ということになります。

野口裕子（教育委員）

わかりました。

波佐間清（教育長）

他にご質問ございませんか。

林俊作（教育委員）

今、市役所に新卒で採用した場合というのは全員がもう1つの職種ですか。昔でいうところの総合職とか一般職というか、そういう区分けはもう全くないのですか。

三好洋一（教育政策課）

職種というよりも、任用形態、「一般職」これは競争試験で採用されます。それ以外にも非常勤

嘱託職員という形で、例えば一般事務補助を含めて任用されています。そういうような任用形態もごさいます。地方公務員法における特別職となります。この非常勤嘱託職員につきましては任期が1年、そして原則的に任期更新は3年までということになっております。ですから、こういった方々はこの計画の中では少し触れていますが、非常勤嘱託職員ということになります。課長級、部長級、そういったところでの登用ということであれば、こういった方々は対象外となります。あくまで、一般職として採用試験によって採用された職員が対象となります。

林俊作（教育委員）

それがいわゆる4ページのところにある部長で4人、課長で17人、このくらいしかまだいないということになりますか。

三好洋一（教育政策課長）

そういうことをごさいます。

林俊作（教育委員）

わかりました。

波佐間清（教育長）

他にございますか。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

ないようでしたら、この議案第22号について承認としてよろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは「議案第22号 下関市女性職員の活躍の推進に関する特例事業主行動計画の策定について」、承認といたします。

【議案審議】

議案第23号 下関市青少年補導センター運営協議会規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第23号 下関市青少年補導センター運営協議会規則の一部を改正する規則」、生涯学習課、お願いいたします。

古西修一（生涯学習課長）

生涯学習課です。よろしくおさいします。「議案第23号 下関市青少年補導センター運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料の41ページをおさいします。

本市は青少年の非行防止、補導、相談に関する機関として、下関市青少年補導センターを設置していますが、この補導センターの運営について調査・協議し、また、下関市青少年補導委員の候補者を市長に推薦する機関として14名の委員による下関市青少年補導センター運営協議会を設置しております。この度、42ページの新旧対照表のとおり、新しい名称への変更及び法整備のため、組織、委員、必要な事項について定めております運営協議会規則の一部改正を行うものです。

なお、規則改正の施行日は、平成28年4月1日を予定しております。ご審議のほど、どうぞよろしくおさいいたします。

波佐間清（教育長）

議案第23号についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

それでは議案第23号について、承認としてよろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは「議案第23号 下関市青少年補導センター運営協議会規則の一部を改正する規則」について承認といたします。

【議案審議】

議案第24号 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第24号 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則」について、文化財保護課、お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

文化財保護課です。よろしくお願いたします。それでは「議案第24号 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則」について説明させていただきます。ページは43ページから49ページになります。

43ページでございますが、この規則は下関市立博物館の設置等に関する条例施行規則の全部を改正するものであります。2月の教育委員会定例会で議案提出し、議決いただきました下関市立歴史博物館の設置等に関する条例につきましては、3月23日に平成28年第1回市議会定例会で議決いただいております、4月1日から施行いたします。

この規則は条例の施行に関して必要な事項を定めるものであります。第1条は、この規則の趣旨を規定しております。第2条は、条例第5条第1項に定めております特別観覧に関する申請書様式など特別観覧に係る手続きを定めたものであります。続きまして44ページでございますが、第3条は利用者の心得として、博物館利用者が施設の利用などに際して、遵守すべき事項を明記したものであります。次に、第4条は、条例第10条で定めております寄託の申請の申請書様式、第5条は寄託をお受けする際の寄託書の様式を定めたものであります。それから、第6条は受託した資料が災害その他の不可抗力による滅失、もしくは損傷した場合の免責について定めたものであります。次に45ページになりますが、第7条、第8条、第9条は館長の諮問機関であります、歴史博物館協議会に関する必要事項を定めたものであります。また、第10条はこの規則に定めのない事項について、教育委員会が定めることを明記したものであります。それから、附則としまして、この施行規則につきましては、平成28年4月1日から施行することといたしております。

提案理由は、下関市立博物館の改編にあたり、下関市立博物館の設置等に関する条例の全部を改正したためであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

波佐間清（教育長）

議案第24号について、ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

特にならなければ、承認としてよろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第24号 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則」について承認といたします。

【議案審議】

議案第25号 重要文化財旧下関英国領事館設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第25号 重要文化財旧下関英国領事館設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、お願いをいたします。

町田一仁（文化財保護課）

それでは、「議案第25号 重要文化財旧下関英国領事館設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明させていただきます。50ページ、51ページでございます。

改正する内容につきましては、51ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。改正するところは、第10条でありまして、下線部の「第5条から第8条の規定中」とありますものを「第6条から第8条の規定中」に改めるものであります。これは条例第5条には規則第10条で定めなければならない必要項目が存在していないことから、条文整理のために改正するものでございます。具体的に申し上げますと、当初の規則制定時におきまして、錯誤により必要のない条例条項をこの第10条に入れておりました。それに気が付いたため、条文を整理するものであります。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

波佐間清（教育長）

それでは議案第25号について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。特にございませんか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、議案第25条について承認としてよろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは「議案第25号 重要文化財旧下関英国領事館設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について承認といたします。

【議案審議】

議案第26号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

それでは、「議案第26号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」について、お願いをいたします。こども未来部、よろしくお願いいたします。

川口和子（こども育成課長）

こども育成課、川口でございます。よろしくお願いいいたします。では、「議案第26号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」につきまして、こども未来部より説明させていただきます。

議案第26号は、下関市立幼稚園の廃園等に伴い、当該規則の関係箇所の整備を行うものでございます。下関市立第三幼稚園、西山幼稚園、黒井幼稚園につきましては、平成27年度末をもって廃園となります。下関市立岡枝幼稚園につきましては、平成27年度末をもって休園となりますので、現在の利用定員10人というものを0人に改めるものでございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

波佐間清（教育長）

議案第26号につきまして、今説明がございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いいいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

ないということですので、議案第26号について、承認としてよろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは「議案第26号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」について承認いたします。

波佐間清（教育長）

議案第27号については先ほど申しましたように、最後にまわさせていただきます。

【報告事項】

下関市私立学校教育振興補助金交付要綱について

波佐間清（教育長）

続きまして、日程2報告事項に入りたいと思います。まず、「下関市私立学校教育振興補助金交付要綱について」、学校教育課、お願いいいたします。

森永亮（学校教育課長）

学校教育課でございます。これまで本市におきましては、下関市私立学校運営費補助金、これを市内の私立中学校及び私立の高等学校に交付しておりましたが、この度、補助金制度の見直しを行い、下関市私立学校教育振興補助金と改めましたのでご報告いたします。

見直しの経緯といたしましては、現在本市において、「財政健全化プロジェクト」の一環として全庁的に補助金の見直しが行われております。この下関市私立学校運営費補助金については、平成28年3月31日を期限として、庁内検討委員会の審議結果及び補助金検討委員会の答申を踏まえた見直しをすることと市の方針決定がなされ、これを受けて補助金交付要綱を改正したものでございます。

主な改正点は3点ございます。まず1つ目が、補助対象経費についての改正です。従来の補助金制度では、補助対象経費を人件費、教材研究経費及び管理経費としておりましたが、新しい補助金制度では私立学校が実施する特色のある教育事業にかかる経費と改め、「下関市の歴史や日本の伝統を学ぶ取り組み」あるいは「芸術やスポーツに親しむ取り組み」など19の事業を補助対

象事業として示しております。資料の55ページの方で19の事業を掲載しております。改正点の2つ目は補助金の額でございます。従来の制度では、補助金額は申請年度の5月1日現在の生徒数を基準に算定することとしていましたが、新しい制度では補助事業の実施に係る経費の2分の1の額を補助限度額としております。改正点の3つ目は、終期の明示です。市の方針として、補助金には必ず終期を定めることとしております。この度の改正においては、平成31年3月31日、平成30年度末を終期として定めております。その後もこの補助金制度を継続をするかどうかは終期到来までに、その目的、あるいは効果、あるいは見直すべき点等を検証し、判断することとしております。報告は以上でございます。

波佐間清（教育長）

ただいま、報告がございました。下関市私立学校教育振興補助金交付要綱について説明があったわけですが、ご質問、ご意見等がありましたらお願いをいたします。

藤井悦子（教育委員）

特色ある教育事業の19番目の消費者教育に関する取組とありますが、例えばどのようなものが消費者教育になるのでしょうか。

森永亮（学校教育課長）

子供たちが将来的により良い消費者の一員となるために様々な経済に係る消費について、専門家を招いた講座であったり、活動であったりというようなものを指すのではないかなと思います。

石津幸紀生（教育部長）

実はこの19番目の取組は、私が担当課に入れないかと言った経緯もございますので、少し補足させていただきます。今年の初めに山口県の教育委員会だと思いますが、高校生がネットを通じてショッピングをする中で、色々トラブルがあるということで、山口県の教育委員会が検討委員会か何かを開いた時に、高校生にとっても将来一般社会に出た時に、消費者教育について、特にネットトラブルについて、学生時代によく学習をしておかないといけないのではないかなというような記事を読みまして、是非高校生も賢い消費者になる、そういった取組を高校時代にやるべきではないかということで、項目として入れさせていただきました。

藤井悦子（教育委員）

私は山口県消費者生活センターで、消費者の会に参加しています。そこで、これまでは高齢者の方を中心に、大人の方に対して啓発活動をしていました。しかしながら、現在はインターネット等で誰でも気軽に買い物ができる時代ですので、子供に対しての啓発活動も重要であるということ認識しています。この取組を利用して、様々な啓発活動が行われることを期待しています。

波佐間清（教育長）

ありがとうございました。

吉井克也（教育長職務代理者）

補助金の算定基準というものが変わり、私学が受け取る補助金額が増えていくのでしょうか、減っていくのでしょうか。私学の立場に立った時に補助金がこれをもって減額するということになると厳しいものがあるだろうな、そういった危惧を持ちましてご質問です。

森永亮（学校教育課長）

補助金の限度額、先ほど申しましたけど、対象となる特色のある授業費の1/2であります。しかしながら、その1/2になる限度額は、従来のいわゆる学校施設割と生徒人数割ということで算出しておりました。それを超えない額をということで、従来の額はだいたい維持しているということでもあります。

波佐間清（教育長）

従来の額を一応予算としては確保しているということで、それに見合う補助金になればということです。よろしゅうございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本件につきまして報告済みとしてよろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

専決処分について（一の宮小学校車両損傷事故について）

波佐間清（教育長）

続きまして、「専決処分について（一の宮小学校車両損傷事故について）」、学校支援課、お願いいたします。

石田朋彦（学校支援課長）

学校支援課です。よろしくお願ひいたします。一の宮小学校ガラス破損に伴います車両損傷事故の専決処分についてご報告いたします。資料は56ページでございます。

事故の内容につきましては、1月定例会にてご報告させていただいております。バスケットボールの体育授業において、シュート練習中の男子児童が投げたボールが、バスケットゴールを飛び越え、2階テラスの普通ガラスに当たりまして、砕け散ったガラスが駐車車両に落下いたしまして、部分的に塗装が剥げまして傷をつけた事故でございます。平成28年2月8日、下関市損害賠償査委員会が開催されまして、損害賠償額234,661円が認められました。地方自治法第180条第1項の規定により、以下において指定された事故の内容に該当するため、車両損傷事故の損害賠償額234,661円を相手方に支払うことを3月15日に市長が専決処分をいたしました。また3月16日に相手方と示談が成立をしております。専決処分の議会報告につきましては総務部総務課が一括して市議会へ報告する予定となっております。以上簡単ですが、一の宮小学校ガラス損壊に伴います車両損傷事故の専決処分についてご報告いたします。よろしくお願ひします。

波佐間清（教育長）

いま、報告がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願ひします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

それではただいまの件につきましては報告済みといたします。

【報告事項】

平成27年度工事請負変更契約の締結について

波佐間清（教育長）

続きまして、「平成27年度工事請負変更契約の締結について」、学校支援課、お願いいたします。

石田朋彦（学校支援課）

学校支援課です。資料は57ページになります。「平成27年度工事請負変更契約の締結一件について」ご報告いたします。

豊浦小学校校舎（27）耐震補強建築主体工事（2回目）につきましては、予定していた工事の一部、具体的に申しますと、外部の補強工事や外構工事の一部なんですけれども、こういう工事を行うことができませんで、工期を延伸する支障が生じたため、設計変更を行ったものでございます。平成28年2月29日に工期を11日間延伸いたしまして、平成28年3月11日まで工期を変更いたしまして、締結をいたしました。このことに伴う契約額の変更はございません。また、当然のことですが、平成28年3月11日まで工期を延ばしておりますので、工事は終わっております。無事に卒業式までに、間に合ったというところでございます。工事が遅れたことにつきましては誠に申し訳なく思っておりますけれども、なかなか天候だけは読めないところがございまして、やむを得ず工期を延ばさせていただいております。各耐震補強改修工事においては、今後とも工事の進捗に応じ、適宜、設計変更が必要となつてまいります。そのたびにご報告させていただきたいと思っております。以上簡単ですが、「平成27年度工事請負変更契約の締結一件について」ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま報告がありました件について、何かご質問が有りますか。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

それではないようですので、ただいまの件につきまして報告済みといたします。

【報告事項】

児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】

波佐間清（教育長）

続きまして、「児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】」学校安全課、お願いいたします。

岡崎茂邦（教育指導監（生徒指導推進室長））

学校安全課生徒指導推進室です。よろしく申し上げます。資料は58ページになります。児童生徒の「被害のおそれ」に対する早期対応についての指針を定めましたのでご報告をさせていただきます。

平成27年2月20日に川崎市において中学生が被害者となる痛ましい事件が発生をいたしました。国は事件の検証と、再発防止の検討のための特別チームを立ち上げ、「被害のおそれ」のある児童生徒の安全確保に向けた取組についての通知を出しました。この通知において、「被害のおそれ」がある児童生徒に対する早期対応として、学校やその設置者による組織的な対応のための体制を整備するとともに、学校や地域の実情に応じた早期対応の指針を作成して、個別や事案に応じた円滑な対応が行えるよう、整えるよう明示をされました。これを受けまして県教育委員会は、児童生徒の「被害のおそれ」に対する、学校に対する早期指針を作成し、通知をいたしました。下関市教育委員会といたしましても、下関市の児童生徒の様子や地域の実情を勘案して、生徒指導推進室で協議を重ね、さらに下関・長府・小串警察署とも協議をして、指針を作成した次第です。

その指針については、59ページから内容についてございますが、概略を説明するために63

ページをお開きいただきまして、この概要版を載せてございますので、この概要版を使って説明を簡単にさせていただきます。

まず、「被害のおそれ」という状況は、1つ目にありますように、児童生徒の所在が不明である場合。それから2つ目として家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合。3つ目は学校外の集団との関わりがある場合。これは川崎事案のようなケースになるかと。それから欠席が続く場合。で、このような状況にある児童生徒に対応するための日常の体制について示しました。その体制としては、担当者を明確に位置づける、警察との連携体制、課題を抱える家庭に対する支援等を示したのが、この中の「おそれ」になるものでございます。そこに2つ目になりますが、日常の体制というところでそこに書いてあるかと思えます。その中で、危険を各学校で想定をしてくださいと。では、そういう子供たちを見つけるにはどうするかということで、発見方法として4点ほど学校に発見方法の視点を持っていただくということになりました。1つ目が学校内外の相談窓口として、週1回のアンケート調査、これまでもいじめの調査がございましたが、その中にこのようなことも含んで、学校はやっていただきたい。それから2点目としては、児童生徒の理解として保護者との連携をしっかりとしてほしい。それから3つ目としては、心をつなぐ1・2・3運動と申しまして、1日目は連絡、2日続きましたら必ず家庭訪問で確認をする。3日続きましたら必ず家庭訪問をすると。これまでもやっていたことの中に、「被害のおそれ」ということで、そういう対応をしてもらいたい。それから連続欠席が7日となった場合は確実に報告をして、すぐに市教委と連携して対応する。このようにこれまでも発見する方法としては、やってきたことですが、「被害のおそれ」のある児童生徒を発見するという視点を追加するということを示したということでございます。さらに早期対応の方法として、教育委員会としてどのように連携するか、主にはチームを編成して対応する、そのようなことがこの指針の中には書いてございます。この指針が市内の全教職員に周知され、日常の体制が整備されて、早期発見対応がなされるよう生徒指導推進室を中心に各学校に働きかけてまいりたいと思います。以上、指針について簡単ではございますが、ご説明を終わります。

波佐間清（教育長）

言葉として「被害のおそれ」に対する指針となった場合に、最初はなんだろうなと思いがちだと思いますが、昨年の川崎事案を思い出されたら、子供がリンチを受けたり、そういうような事案で、家庭から何の連絡もない、子供が無断ですずっと休んでいる、そういう時に何らかのやはり手を打っていないといけないということをきちんと指針として整備をしていこうという動きの中でこういう形になりました。今までも、欠席1日目であっても電話連絡は担任がしております。そして、2日目であれば家庭訪問をしております。そして、3日目は学校のチームとしてこの子について連絡がないがどうだろうかということで、校長を含めて対応していきます。欠席7日以上になった場合には、警察等も含めて連絡をして対応していこうと、こういう子供を放置しておくのではなくて、学校が常に意識をして、そういう子に手を差し伸べていこう、そして未然防止のための対策ということが大きな趣旨であります。

藤井悦子（教育委員）

週1回のアンケートについてですが、全員が揃ってアンケートに記入する形になると思いますが、そうではなくて目安箱等を設置して、例えば、××君がいじめられているのを見た等の情報を、いつでも誰でも学校側に提示できる形の方が良いのではないかと思います。アンケートであれば、生徒が構えてしまって書きたいことが書けないのではないかと思います。生徒が学校側に情報提供しやすいように工夫する必要があると思います。

山路康正（教育部理事）

今の相談箱ですが、これはずっと全て設置されております。それプラスこのアンケートは、色々なことを書いてもいいわけです。いじめのことも書いてもいいし、家庭で困っていることでもいいですし、××君がこんないいことをしたということを書いてもいい。全ての子供たちが何かしら書くように学校が指導しています。でないと、いじめに関わる事を書いたら、その子がいじめ

られる、あるいは、誰が書いたかがわかりますので、そういうことで工夫をしております。

それから、先ほど室長が概要版でご説明いただきましたが、これは下関市教育委員会が独自に作ったものでございます。文部科学省も県教育委員会もこれは作っておりません。というのは、指針の文章が長く書いてあるものですから、学校では誰もわからない。ですからワンペーパーでどういうことをこれは狙っていて、どういう流れで、どういう対応をするかをワンペーパーで示したものでございます。補足も加えて説明させていただきました。以上です。

藤井悦子（教育委員）

わかりました。

野口裕子（教育委員）

この「被害のおそれ」がある状況とはどういうので、(1)、(2)、(3)、(4)とありますが、2番目、3番目、4番目あたりはどの学校にもあるかなと思いますが、例えば所在不明の児童生徒が下関市内今現在そういう人達はいるのですか。

岡崎茂邦（教育指導監（生徒指導推進室長））

現在、そのような児童生徒はおりません。

野口裕子（教育委員）

所在不明というのはどういうことを指すのでしょうか。登録した住所があってそこに訪ねても電話も出ないし誰もいない、というようなことを想定しているのですか。

岡崎茂邦（教育指導監（生徒指導推進室長））

そのような形になるかと思えます。

吉井克也（教育長職務代理者）

私が勤務していた中学校の出来事です。新学期に2年生の女子生徒が転入してくるようになっていたのですが、来ないし連絡もない。そこで、転入予定の家に家庭訪問をした。そこには、生徒の祖母がおられたので様子を聞いたが、その子の両親が生徒を連れのまま行方がわからないとのこと。連絡があれば、学校にも直ちに連絡をお願いし、その日から毎日祖母のところに家庭訪問も行った。ある日、やっと両親の連絡先が判明し、暫く時間がかかったが、該当生徒も受け入れることができた。もちろん、この間の状況はその都度市教委に報告した。

このように、生徒が「所在不明になる」ケースもあります。従って、この指針はとても必要なものだと思います。

大切なことは、この指針を全ての学校で、全ての職員が教員が、「我が事」としてしっかり受け止めてもらうことです。

事例は違いますが、教員の進路指導のミスにより推薦を得ることの出来なかった生徒が命を絶つという痛ましい出来事がありました。担任の教師も、よもや自分がこのような重大なミスを犯すとは夢にも思わなかったと思いますが、ふと気がつくと取り返しのつかない落とし穴が待っています。

各学校でこの指針をしっかり活用していただきたいと思えます。

波佐間清（教育長）

他にありませんか。

(特にありません)

波佐間清（教育長）

それでは、ないようでした報告済みとしてよろしいですか。

(はい)

波佐間清（教育長）

それでは、報告済みといたします。

【報告事項】

山口県学校警察間相互連携制度「やまぐち児童生徒サポートライン」について

波佐間清（教育長）

別冊になるようですが、次は、「山口県学校警察間相互連携制度『やまぐち児童生徒サポートライン』について」、学校安全課、お願いします。

岡崎茂邦（教育指導監（生徒指導推進室長））

よろしくお願ひいたします。山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」についてご報告をさせていただきます。

これまで、学校と警察との連携については、平成16年に警察から学校へ連絡対象事案を定めた「児童生徒サポートライン」がございました。また、学校から警察へ連絡に関する「ガイドライン」というものがございまして、それによって相互に通知することという連絡体制が構築されておりました。しかしながら、全国的に、川崎市事案や寝屋川事案といった児童生徒の生命を脅かす事案、あるいは重篤ないじめ事案等が頻発しており、平成16年当時に比べ、児童生徒の課題がより多様化、深刻化する状況にあり、学校と警察の一層緊密な連携が現在求められています。このようなことから、山口県警察本部と下関市教育委員会が、相互連絡制度を締結することになったものです。

内容についてご説明をさせていただきます。警察から学校への連絡は、逮捕事案や触法事案、虞犯制の強い事案など、児童生徒の非行・被害防止のため、学校との連携が必要な事案であります。学校から警察への連絡は、犯罪にあたるような重篤ないじめ事案や周囲に危険が及ぶような校内暴力、川崎市事案のような学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれのある場合などになります。連絡する場合は、警察署長及び校長がそれぞれの事案について判断をいたします。今後は、この連絡制度を的確に運用していくことにより、広域化する児童生徒の問題行動等への対応が一層強化されたり、たとえば、警察が学校の個別のケース会議等に早期に関わることを促進するシステムなど、児童生徒の健全育成という本制度の趣旨に沿った取り組みが、さらに推進されていくことが期待されます。

最後に、個人情報保護についてですが、本制度の目的からして、児童生徒の権利を不当に侵害するものではなく、児童生徒の健全育成という特別な事由があると認識しておりますので、県の個人情報保護条例に照らしても、第5条に「収集の制限」及び第6条の「利用及び提供の制限」における例外規定に該当すると判断しております。以上のことから、県警と市教委の方でサポートラインを締結したということになるかと思えます。簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

(特にありません)

波佐間清（教育長）

よろしいですか。山口県警本部の生活安全部長と、私ども教育長の間で締結をさせていただきました。相互に補完をしていきます。これまでも警察とは大変連携をしておりますが、こういう形で正式に交わしたということになります。それではこれについては報告済みといたします。

【報告事項】

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について

波佐間清（教育長）

続きまして、「下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について」、生涯学習課、お願いします。

古西修一（生涯学習課長）

資料の64ページをお願いします。本市は問題青少年の早期発見、早期補導等の活動をするため、専門委員として下関市青少年補導委員を設置しております。この度、人事異動に伴う職域補導員の交代の申出がありましたので、平成28年2月29日付で下関大丸の福田哲夫委員を解嘱し、後任の委員として、同じく下関大丸の永野健治氏を3月1日付で委嘱いたしました。任期は前任者の残任期間の28年3月1日から29年5月31日までとなります。以上ご報告いたします。

波佐間清（教育長）

ただいまご報告がありました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

特にないということですので報告済みといたします。

【報告事項】

平成28年度下関市立東行記念館の臨時開館について

波佐間清（教育長）

続きまして、「平成28年度下関市立東行記念館の臨時開館について」、文化財保護課、お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

「平成28年度東行記念館の臨時開館について」ご報告させていただきます。

まずは臨時開館でございますが、合計で12日ほど臨時開館をさせてもらおうと思っております。65ページになります。いくつか内容がありまして、まず（a）でございますが、これは月曜日が休日となる日がございます、下の海の日以下の5日間を臨時開館するものでございます。（b）につきましては、祝日の翌日が祝日となる日でございます、これを臨時に開館するものでございます。（c）につきましては、祝日の翌日が、土・日となる日でございます、この3日間を臨時開館するものでございます。それから、（d）と（e）につきましては、ゴールデンウィーク中の平日でございますので、これを開館しようとするものでございます。臨時開館する理由は来館者の利便性を図ることです。以上でございます。

波佐間清（教育長）

ただいま、東行記念館の説明がございましたが、何かご質問がありましたら。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

特にないようですので、これも報告済みといたします。

【報告事項】

平成28年度下関市立考古博物館の臨時開館について

波佐間清（教育長）

続きまして、「平成28年度下関市立考古博物館の臨時開館について」文化財保護課、お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

「考古博物館の臨時開館について」ご報告をさせていただきます。臨時開館日は合計で4日間でございます。まず、(a)につきましては、先ほどと同じように月曜日が祝日となる日でございますので、これについて開館するものでございます。それから、(b)につきましては、ゴールデンウィーク中の平日となる日を開館するものでございまして、これらは先ほどと同じように、来館者の利便を図るためでございます。よろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

何かご質問がございますか。

(特にありません)

波佐間清（教育長）

ないようですので、この件も報告済みといたします。

【報告事項】

平成28年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

波佐間清（教育長）

続きまして、「平成28年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」、美術館、お願いいたします。

中村美幸（美術館副館長）

美術館でございます。よろしくお願いいたします。「平成28年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」ご報告させていただきます。70ページ、71ページご覧ください。

まず、71ページの表です。臨時休館につきましては、特別展の展示作業及び撤収作業、さらに工事のための臨時休館を計15日間設けさせていただいております。また、臨時開館につきましては、祝日のため等、平成28年度6日間の臨時開館を設けさせていただいております。臨時開館につきましては、市民の方、来館者の方の利便性ということで臨時開館を設けさせていただいております。以上、ご報告させていただきました。

波佐間清（教育長）

ただいま報告がございましたが、何かご意見がありましたら。

(特にありません)

波佐間清（教育長）

ないようですので、この件も報告済みといたします。

【報告事項】

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

波佐間清（教育長）

続きまして、「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について」、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、お願いします。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムです。よろしく申し上げます。人類学ミュージアムの臨時開館でございますが、本来休館となっております5月2日月曜日につきましては、翌日以降が連休であり、休日に挟まれますことから、多くの来館者が予想されますので、来館者のご期待に応えるため臨時に開館させていただくものであります。なお、昨年藤井委員からご提言のございました、ゴールデンウィーク期間中のイベントにつきましては、5月3日に貝輪づくり体験を開催することといたしております。以上、報告させていただきます。

波佐間清（教育長）

ただいまのことについて何かご意見ございますか。

（特にありません）

波佐間清（教育長）

ないようですので、この件も報告済みといたします。

波佐間清（教育長）

なお、報告事項の「検定中の教科書の閲覧事項に係る措置について」、及び「全国学力学習状況調査における不適切な対応に係る措置について」は、先ほど申しましたように最後に回させていただきます。

その他

波佐間清（教育長）

それでは日程3、その他でございますが、何かございますでしょうか。ないようでしたら、次回の日程についてですが、4月の教育委員会定例会は、4月25日月曜日午後3時から、教育センター3階中研修室にて開催の予定であります。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（はい）

【議案審議】

議案第27号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について

下関市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、非公表

【報告事項】

検定中の教科書の閲覧事案に係る措置、及び全国学力学習状況調査における不適切な対応に係る措置について

下関市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、非公表

【報告事項】

下関市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、非公表

山路康正（教育部理事）

今、組体操のことについて、報道等されておりますが、下関市の今後の対応についてでございます。市の教育委員会と小学校・中学校の校長会、それから下関市PTA連合会の3者で協議して、方向性を出して行こうということにしております。早速、明日、校長会等と話をすることにしております。なお、市内の小学校では、半数以上が春に運動会をしますので、そういったことを早急にこの方向を示す必要があるかというふうに思っています。以上でございます。

波佐間清（教育長）

今、その他の件についても補足がございました。以上で終わりますが、最後に、この4月19日をもって教育委員の任期が満了いたします、野口教育委員は、定例会はこれで最後になりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

野口裕子（教育委員）

高いところから大変失礼ではございますけれども、教育委員、2期8年任期満了にあたりまして、一言皆様方にご挨拶とお礼を申し上げたいと思っております。この8年というのは本当にあっという間でしたが、ある意味では非常に長い、そしてとても濃い8年間だったと思っております。

初めてこのような教育委員という役目を拝命いたしまして、この教育委員会に出席をさせていただきました。市役所の事務局の皆様方からは、本当にどのようなことをご質問差し上げても、真摯にお答えいただいたということを非常にありがたく思っておりますし、そういった皆様方の姿勢から色々なことを学ばせていただきました。今までずっと民間でやっていたものですから、こういった組織の中で働くということがどういうことかというのは、それまではイメージができてはなかったのですが、こういった経験を通じて皆様の姿から、組織の中で働くということはどういうことなんだということを勉強させていただきました。

そして、とりわけ波佐間教育長さんには、大変、多くのことを学ばせていただきまして、教育長さんとお会いすると、必ず1つや2つ学ぶことがありました。本当に私の学びの宝庫、宝箱のような方だったと感謝をしております。おそらく教育長さんは自然になさっているのだらうと思っておりますが、その立ち振る舞い、言葉の発し方、考え方、生きざま、全て「そうだ、こういうふう生きていかななくてはいけないんだ」というようなことを、学ばせていただきました。本当にありがとうございました。

思い返せば8年前、本当にびっくりしたのですが、当時、江島市長さんから直接電話があって、2月頃だったのですが、「教育委員になってくれないか」という電話がかかってきました。教育委員というのはどういうものかよくわからなかったので、「私は、今主人の仕事も手伝わないといけないし、英語教室もありますので、とてもお役に立つことはできません」ということで、最初はお断りをしましたが、「いや、教育委員会の定例会も時間をずらしますし、野口さんのご都合に合わせて是非やってください」ということで、「頼まれごとは試され時」ということで、ひとつ頑張ってみようかということで、こちらの方でお世話になったのがそもそものきっかけでした。

その当時は、松田教育長さんでした。波佐間教育長さんは当時はまだ次長さんで、三木さんもいらっしゃいました。非常に鮮明に覚えております。石津さんも課長さんだだったと思っております。それから、色々な変化が起りまして、嶋倉教育長さんがみえて、それから波佐間教育長さんになられて、そして教育委員会制度が変革されて、様々なことが起こってきました。私としてはこの8年間一貫して、口を開けば英語教育のことばかりを申し立てさせていただいておりました。8年かけてある一定の成果といいますか、そういう気持ちを汲み取っていただいたというか、英語教育に力をいれていかなければいけないという流れになっておりますので、こういった結果になったのだらうと思っておりますが、自分としては、一定の成果を得られたと思って、良かったなど

いう思いであります。本当に皆さん色々とありがとうございました。

波佐間清（教育長）

ただいま、野口教育委員から最後のご挨拶をいただきました。たくさんのご示唆をいただいたこと、本当に感謝を申し上げたいと思います。野口教育委員さんにおかれましては、先ほどから色々ご指導をいただきましたけれども、個人的にも茶道を通して野口さんとも触れ合うことができ、ご自宅にもお招きをいただいて、吉井委員とともにお茶室を拝見させていただきました。本当に広い識見の持ち主でありまして、我々にとっても厳しいご指摘も時にはあり、そして特に英語教育についての我々に対する影響というのは本当に素晴らしいものがありました。全部の小・中学校に訪問をいただいてご指導をいただいたり、そして我々にご示唆をいただいたこと、これが今回ALTを大幅に増員する大きなきっかけとなって、今後、全中学校に配置をしていくという見通しがたったのも、野口委員の成果であろうと思っております。名残は尽きませんけれども、この教育委員会で、ご指摘をいただきご指導いただいたことを、我々も忘れることはないと思っております。本当にありがとうございました。

【閉会の宣告】

波佐間清（教育長）

それでは、以上をもちまして、定例会を終了いたします。お疲れでございました。

（お疲れ様でした）

署名

教育長

署名委員

署名委員

作成職員